

川崎市ふるさと納税推進懇談会開催運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市ふるさと納税推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、本市のふるさと納税制度の推進に関し、返礼品等に関することについて、懇談会の委員の意見を求める。

(構成)

第3条 懇談会は、委員3人以内をもって構成する。

(委員)

第4条 懇談会の委員は、ふるさと納税制度の推進により、本市の魅力発信やイメージ向上を図るに当たり、産業振興又は観光振興等に識見を有する者に就任を依頼する。

(開催)

第5条 懇談会は、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、財政局財政部寄附財源担当において処理する。

附 則

この要綱は、令和元年8月10日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。